

ふくしまの復興・創生に向けた 緊急要望



平成29年11月29日

福島県知事 内堀 雅雄

震災から6年8ヶ月が経過し、避難指示の解除に伴う住民の帰還や、福島イノベーション・コースト構想の推進など、ふくしまの復興・再生に向けて着実に進展する一方、いまだ5万人を超える県民の避難、根強く残る風評、加速する風化への対策など、復興に係る課題は山積しております。

国におかれましても、以下12項目を始めとした福島の復興・創生に向けた様々な課題に対し、改正福島復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針に基づき、必要な予算や人員の確保などに引き続き全力で取り組んでいただくよう要望します。

1 避難地域12市町村の生活環境整備

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省

・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

避難地域の復興・再生に当たっては、「福島12市町村の将来像」に描かれた姿を確実に実現するため、地域医療・介護体制、商業施設の運営支援、教職員加配やスクールカウンセラーの配置の継続及び教育施設の整備など教育環境の充実、地域公共交通網の構築、鳥獣被害対策等、市町村の意見を踏まえ、中長期にわたりきめ細かな支援を行うこと。

また、福島再生加速化交付金や福島生活環境整備・帰還再生加速事業等、すべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、中長期にわたり必要な財源の確保を講じること。

加えて、国・県・福島相双復興推進機構が一体となって商工業や農林水産業の事業・生業の迅速な再建に向け取り組むこと。また、被災12市町村の事業者の自立支援策について、平成30年度以降も継続するとともに、福島県営農再開支援事業や原子力災害被災事業者事業再開等支援基金の執行状況等を踏まえ必要な積み増しを行うなど、十分な予算を確保すること。

2 特定復興再生拠点区域の復興・再生

【内閣府・復興庁・国土交通省・環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定に当たっては、市町村の計画を最大限に尊重し、それぞれの地域の実情に応じた復興・再生に取り組むことができるようにすること。

また、特定復興再生拠点区域の整備においては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理について、国の責任の下で最後まで確実に対応すること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向け、市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

3 避難者等の生活再建のための支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

被災者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から恒久的な住宅への円滑な移行支援などを始めとした生活再建に向けた当県及び避難元市町村の取組について、制度面、財政面を含め総合的に支援すること。

特に、避難指示が解除された区域等における移転費用や自宅の修繕費用などの補助等による帰還促進の取組、児童・生徒の通学を始めとした教育環境の充実、遠方の医療機関への通院、日用品の買い物などに要する費用や子育てに要する費用などを補助する自立支援の取組に対する財源措置など、避難指示及び解除を行った国の責任において、生活環境の整備のみならず、復興の主役となる住民の帰還に直接つながる対策に国が前面に立って取り組むこと。

また、応急仮設住宅の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう東京電力を指導すること。

加えて、平成30年3月31日まで実施されている、旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を帰還できるまで延長するほか、自主避難している母子避難者等を対象として平成30年3月31日まで実施されている高速道路無料措置についても、引き続き延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

4 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁・厚生労働省】

避難指示の解除に伴う住民の帰還や速やかな生活再建を支援するため、被災地における福祉・介護人材の確保や介護施設等への支援など、介護サービス提供体制の整備に特段の措置を講じること。

5 風評・風化対策への確実な支援

【内閣府・復興庁・外務省・農林水産省・経済産業省】

国民全体の当県に対する正しい理解の醸成、共感と応援の輪の拡大のために行う情報発信の取組に対して、中長期的な財政支援を行うこと。

また、県産農林水産物の安全性を確保し、消費者の更なる信頼回復や競争力強化を図るため、緊急時環境放射線モニタリングなどの取組はもとより、GAP認証取得の推進、有機栽培の普及拡大、水産物の高付加価値化などの取組に必要な中長期的な財源を確保すること。

さらに、諸外国への輸入規制解除の働きかけや県産品に関する正確な情報の発信、農林水産物等の流通実態調査の継続と調査結果に基づく関係者への指導の強化、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

6 福島イノベーション・コースト構想の確実な実現

【内閣府・復興庁・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

当県では、国家プロジェクトである本構想を推進するための中核的な機関となる（一財）福島イノベーション・コースト構想推進機構を7月に設立した。当該推進法人が各プロジェクト事業や産業集積に関する取組を継続的かつ効果的に実施できるよう、当該推進法人の活動基盤を整備するため、安定的な財源の確保と運営面での必要な支援を行うこと。

また、福島ロボットテストフィールドの整備・運営を始めとして、エネルギー、農林水産分野イノベーション・プロジェクトの具体化及び情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備・運営や資料収集等に必要予算を継続的かつ十分に措置すること。特に、本構想に掲げる各プロジェクトを推進するために不可欠な「地域復興実用化開発等促進事業」については、今年度同額の予算規模とすること。

さらに、構想の未来を担う初等中等教育におけるイノベーション人材育成や浜通り地域等に大学等の知を集積するため必要予算を確保するとともに、地域公共交通、インフラ等の拠点周辺的生活環境の整備や交流人口拡大、関係者の連携強化等に係る取組を、調査から実証まで一貫して実施可能とする財政措置を行うこと。

7 新産業の創出及び産業再生

【復興庁・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び政府主導で策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や産総研のシーズ支援プログラム事業などのふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素社会実現のためのモデル構築など、関係省庁による継続的な支援のための財政措置を確実に講じるとともに、浪江町における水素実証事業については、国家プロジェクトとして着実な事業の実施を図ること。

加えて、産業再生に向け、ふくしま産業復興企業立地補助金の継続や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の基金積み増し、二重債務問題解決のための支援の継続など、被災事業者への支援について、確実な措置を講じること。

8 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁・経済産業省】

当県の復興及び再生をさらに進めるためには、新たな時代をリードする産業を創出し、雇用の拡大を図ることが重要であり、医療関連産業の育成・集積を図るため、平成28年11月に「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備したところであるが、我が国の医療関連産業の裾野拡大、医療福祉機器開発を牽引するナショナルセンターとして機能するためには、経営の安定化に向け国と県が一体となった取組が必要である。

については、国が進める「医工連携事業化推進事業」において、センターを国内の一拠点として位置づけ、支援ネットワーク機関等の関係機関と連携し、その積極的な活用を図るとともに、国内医療福祉機器の開発促進に向け、センターを活用した新たな施策を講じること。

また、経営安定化に向け、組織体制の強化のための支援を行うこと。

9 復興を支えるインフラ等の環境整備

【復興庁・農林水産省・国土交通省】

ふくしまの復興を加速するため、復興支援道路やふくしま復興再生道路等に係る予算の確保に加え、道路財特法の補助率の嵩上げ措置を継続するとともに、JR常磐線早期全線復旧への支援や常磐自動車道の全線4車線化などに、国として確実に取り組むこと。

また、営農再開の基盤となる農地・農業用施設や、海岸地域の防災体制を強化するための海岸防災林の早期復旧、ほ場整備などの復興事業が完了に至るまでの必要な予算を確保するとともに、技術系職員の確保について継続的に支援すること。

さらに、国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化を図るとともに、県が整備する復興祈念公園については、完成するまで、全面的な財政支援を講じること。

10 CPTPP協定及び日EU・EPAへの対応

【内閣官房・外務省・農林水産省】

先般大筋合意に至った11カ国によるTPP協定（包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP協定））及び日EU・EPAは、非常に幅広い内容を含んでおり、経済活動及び県民生活の幅広い範囲に影響が懸念され、その影響は中長期的に及ぶものである。国においては、県民が持つ不安感や懸念が払拭されるよう、合意内容等がもたらす具体的な影響・効果に関する説明を十分かつ丁寧に行うこと。

また、当県は未曾有の複合災害に見舞われ、各方面で風評が根強く残っているなど、いまだ復興の途上であることも踏まえ、当県の活力を決して低下させることがないように十分配慮すること。

特に、当県の基幹産業である農林水産業においては、農林水産業者等の意見を幅広く聞き、競争力強化等の政策を一層強化すること。

11 ゴルフ場利用税の堅持・車体課税の代替税財源の確保

【総務省・文部科学省・経済産業省】

ゴルフ場利用税については、平成29年度の税制改正大綱において、「今後長期的に検討する」とされたが、所在市町村におけるアクセス道路の維持管理や治水等、特有の行政需要に対応するだけでなく、厳しい財政状況が続く中、復興に向けた課題解決のためにもなくてはならない貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

また、車体課税については、消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、税負担の軽減に関する総合的な検討が延期されることとなったが、当該検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

12 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁・総務省・財務省】

平成30年度以降においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、引き続き、震災復興特別交付税による財政措置を確実に講じること。